

平成23年12月9日
厚生労働省

非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備について

・雇用構造調査

その時々々の雇用情勢、必要性に応じ、毎年テーマ(対象)を替えて事業所、労働者を対象に調査を実施している。

(過去6年間のテーマ)

- 平成23年 パートタイム労働者総合実態調査
- 平成22年 就業形態の多様化に関する総合実態調査
- 平成21年 若年者雇用実態調査
- 平成20年 派遣労働者実態調査
- 平成19年 就業形態の多様化に関する総合実態調査
- 平成18年 パートタイム労働者総合実態調査
- 平成18年 転職者実態調査

・雇用構造調査において毎年継続的に調査する事項のイメージ(案)

主な事業の内容							
企業規模	1000人以上	500-999人	300-499人	100-299人	50-99人	30-49人	5-29人
	1	2	3	4	5	6	7
事業所の常用労働者数							

	雇用期間の定め無し		雇用期間の定め有り		派遣労働者
	一般労働者	短時間労働者	一般労働者	短時間労働者	
男					
女					

常用労働者・・・「期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者」
 又は「日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者」
 一般労働者・・・常用労働者のうち、短時間労働者を除いた者
 短時間労働者・・・「1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者」
 又は「1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者」
 派遣労働者・・・「労働者派遣法」に基づき派遣元事業所から派遣されてきている者

統計法施行状況に関する審議結果（抜粋）

◆ 平成22年度統計法施行状況に関する審議結果報告書 （平成23年9月22日統計委員会）（抜粋）

2 重点検討事項の審議結果

（2）昨年度の検討事項のフォローアップ

〈その他の重要な事項〉

④ 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

ア 統計整備等の方向性

総務省と厚生労働省が共同で、正規・非正規雇用双方を調査対象とする統調査の集計結果等の分析を実施し、既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すとともに、当該統計の体系的整備に向けた具体的課題を整理することが必要である。その上で、特に、以下のような取組を実施することが重要である。

- i) 非正規雇用（不本意型を含む）の雇用形態別雇用者数（男女・年齢別、学歴別など）、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討を行うこと。
- ii) 労働者の自発的な離職・転職等のほか、雇用主側の事情による雇用調整や雇用形態の転換及びそれらに伴う賃金・所得の変化を継続的に把握できるような統計整備の検討を行うこと。
- iii) 非正規雇用者の実態を把握するための意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと。

イ 平成22年度において講じられた措置等

総務省と厚生労働省は、統計委員会の指摘を踏まえ、雇用・労働統計の体系的整備に関して、「雇用失業統計研究会」及び「厚生労働統計の整備に関する検討会」等において緊密な情報交換を行い、必要な措置を実施した。主な措置内容は以下のとおりである。

- i) 非正規雇用全体の状況を的確に把握するため、関係統計について以下の取組を実施した。
 - 有期雇用契約者の詳細を把握するため、労働力調査及び就業構造基本調査の調査内容の変更について検討した。
 - 非正規雇用の雇用形態別の詳細を労働力調査で毎月把握することを検討した。また、不本意型を含む非正規雇用者増加の背景を労働力調査で四半期ごとに把握することを検討した。
 - 実労働時間のより適切な把握に必要な項目を検証するため、「実労働時間に関するWEBアンケート」を実施した。アンケート結果を踏まえ、労働力調査における年ベースの実労働時間の把握に必要な調査項目の追加について検討した。
 - 雇用構造調査において、就業形態別の労働者割合等を毎年継続的に調査することについて検討した。
- ii) 労働者の自発的な離職・転職の詳細を把握するため、関係統計について以下の取組を実施した。

- 雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」を調査するとともに、前職との賃金比較に関する調査を実施した。
- 21世紀成年者縦断調査において、1年前との就業の状況を比較できるような調査を実施した。

ウ 施策の推進に当たっての留意事項

総務省と厚生労働省が非正規関係統計の体系的整備に向け、緊密な情報交換を行い、具体的検討を進めていると評価できる。

統計リソースの厳しい制約の中で、非正規雇用の状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関係統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要である。このため、今後は、特に、以下の点に留意して実施することが必要である。

- i) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること。
- ii) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること。
- iii) 同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の就業形態転換だけでなく、同一企業内の就業形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること。
- iv) 雇用・労働統計の「従業上の地位」に係る分類の在り方について、引き続き、統計基準として設定することの可否について検討すること。

平成 22 年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概要

1 調査の目的

正社員及び正社員以外の労働者のそれぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意識的な面を含めて把握することで、多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進等に資することを目的とする。

2 調査の範囲及び対象

(1) 地域 日本国全域

(2) 産業 日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく次の 16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

(3) 調査対象

ア 事業所調査 上記（2）に掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所のうちから、無作為に抽出した事業所

イ 個人調査 上記アの事業所調査の調査対象事業所において就業している労働者のうちから、就業形態別に無作為に抽出した労働者

3 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

(1) 事業所調査 調査対象数 16,886 事業所 有効回答数 10,414 事業所 有効回答率 61.7%

(2) 個人調査 調査対象数 51,152 人 有効回答数 33,087 人 有効回答率 64.7%

4 調査の対象期間及び実施期間

平成 22 年 10 月 1 日現在の状況について事業所調査は 9 月 24 日から 10 月 15 日まで、個人調査は 10 月 8 日から 11 月 30 日までの間に調査を実施

5 調査事項

(1) 事業所調査

事業所の属性に関する事項、3年前と比較した正社員以外の労働者比率の変化、比率が上昇した就業形態、正社員以外の労働者比率の変化の予測、今後上昇すると思われる就業形態、正社員以外の労働者を活用する理由、正社員以外の労働者の活用上の問題点、就業形態別各種制度の適用状況

(2) 個人調査

個人の属性に関する事項、就業の実態に関する事項、賃金等に関する事項、各種制度・満足度に関する事項

6 調査の方法

(1) 事業所調査

厚生労働省大臣官房統計情報部から調査対象事業所に郵送し、調査対象事業所が記入した後、厚生労働省大臣官房統計情報部に返送。

(2) 個人調査

回収した事業所票から民間事業者が調査対象労働者数を算出し、調査対象事業所に調査対象労働者への調査票の配布を依頼。調査対象労働者が調査票に記入後、厚生労働省大臣官房統計情報部に返送。

7 調査機関

(1) 事業所調査 厚生労働省大臣官房統計情報部－報告者

(2) 個人調査 厚生労働省大臣官房統計情報部－民間事業者－調査対象事業所－報告者